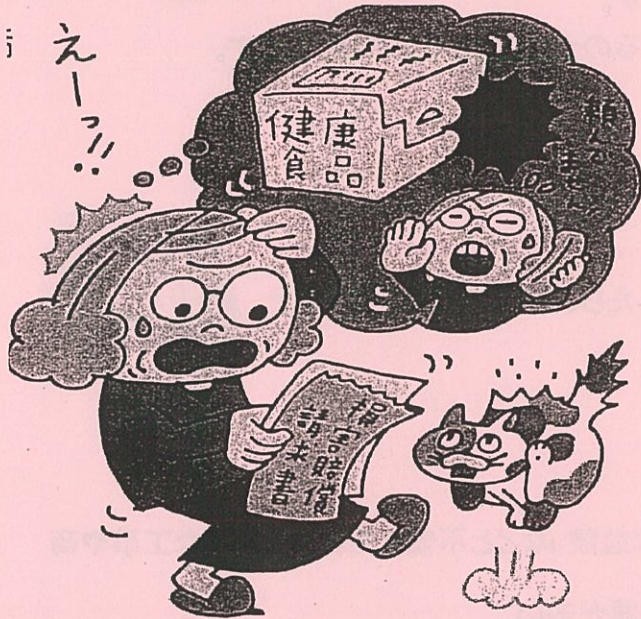


だまされんぞ！ 消費者は！



相談事例 (70歳代 女性)

突然知らない業者から「ご注文頂いた健康食品を送ります」と電話があったので「健康食品を利用する習慣はない。頼んでないので送らないでください」と言って電話を切った。

後日差出人のない封書が届き、「健康食品の注文の確認をしたが、頼んでいないなどと発送前にキャンセルされ損害金が発生した。期間内に三千円支払わなければ法的手段に訴える」と書いてあった。注文していないのに損害賠償請求される覚えはない。どうしたらよいか。

健康食品を注文していないのに損害賠償請求書！？

(独)国民生活センターによると、「注文を受けた健康食品を送る」などと電話があり、「申し込んでいない」と断ったら、後日損害賠償請求書が郵送されたという相談が寄せられているそうです。

〈アドバイス〉

- ・書類に「法的な手段を取る」などと不安をあおるような脅し文句が書いてあっても、利用した覚えのない請求に応じてはいけません。
- 請求内容などについて問い合わせるなど、相手に連絡をしては絶対にいけません。
- 不安なときは、支払いをしてしまう前に東広島市消費生活センターにご相談ください。

東広島市消費生活センター

東広島市役所 2階 17 番窓口

電話 082-421-7189

(月～金(祝日・年末年始の市の休日を除く。)) 9～12時 13～17時

高齢者の消費者被害

高齢者は「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安を持っているといわれています。

悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおったり、親切にして信用させたりして、**年金・貯蓄などの大切な財産を狙っています**。高齢者は自宅にすることが多いため、訪問販売や電話勧誘販売の被害に遭いやすいのも特徴です。

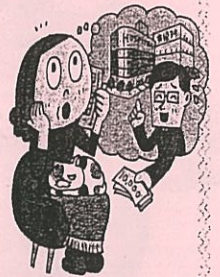
トラブルに遭わないためには、どのような手口があるのかを知ることが大切です。

《トラブルの多い販売方法・手口》

((独) 国民生活センター調べ)

① 電話勧誘販売

「カニは好きですか」と突然電話があり、あいまいな返事をしたら、本当にカニが届くなどの強引な勧誘や説明不足が問題になるケースが見られる。



② 訪問販売

「点検は無料」などと訪問し、「修理できない」「このままでは危険」などと不安をあおって不要な工事や商品を契約させる。強引な勧誘や長時間に及ぶ勧誘など、問題が多い。

③ 利殖商法

「値上がり確実」「必ずもうかる」などをうたい文句にリスクの高い金融商品を契約させる。大切な老後の資金を狙った詐欺まがいのものもある。



《アドバイス》

・電話であれ訪問であれ、必要のないものの勧誘は早めにきっぱりと断りましょう。

話を長く聞くとそれだけ断りにくくなります。

・どんな商品やサービスでも、契約する場合はその場で決めてしまうのではなく、時間を置くか、周囲の人に相談するなどして冷静な判断を心がけましょう。

○もし契約などに関することで不安に感じたら、一人で悩まず

東広島市消費生活センターに相談してください。